

❖ 教職課程(2021年度入学者)

3. 必要な区分の詳細

- (1) 教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目
〔日本国憲法・体育・外国語コミュニケーション・情報機器の操作〕

免許法施行規則に定める科目区分		本学における開設授業科目等			
科目	単位数	授業科目(単位数)			最低修得単位数
日本国憲法	2	日本国憲法(2)			2単位 必修
体育	2	健康科学講義(2) 健康科学実習(1)			3単位 必修
外国語 コミュニケーション	2	全学科 共通 基礎英語(コミュニケーション)Ⅰ(1) 基礎英語(コミュニケーション)Ⅱ(1) 基礎英語(コミュニケーション)Ⅲ(1) 基礎英語(コミュニケーション)Ⅳ(1) 初級英語(コミュニケーション)Ⅰ(1) 初級英語(コミュニケーション)Ⅱ(1) 初級英語(コミュニケーション)Ⅲ(1) 初級英語(コミュニケーション)Ⅳ(1) 中級英語(コミュニケーション)Ⅰ(1) 中級英語(コミュニケーション)Ⅱ(1) 中級英語(コミュニケーション)Ⅲ(1) 中級英語(コミュニケーション)Ⅳ(1) 上級英語(プレゼンテーション)Ⅰ(1) 上級英語(プレゼンテーション)Ⅱ(1) 上級英語(ディスカッション)Ⅰ(1) 上級英語(ディスカッション)Ⅱ(1)			2単位 選択必修
情報機器の操作	2	数理科	数学 情報 (共通)	ア データ・AIと社会(2) イ コンピュータ入門(2) 計算機基礎A(2) 計算機基礎B(2)	ア・イいずれか 2単位 選択必修
			物理科	ア データ・AIと社会(2) イ 計算機基礎A(2) 計算機基礎B(2) データの数理(2) コンピュータグラフィックス入門(2)	
		宇宙物理 ・気象	理科	ア データ・AIと社会(2) イ コンピュータ入門(2) 基礎プログラミング(2)	ア・イいずれか 2単位 選択必修
			理科	ア データ・AIと社会(2) イ 計算機基礎(2) 計算機とデータ処理(2)	

注意事項

1. 3年次末までに全科目区分で最低修得単位数を修得しなければ、4年次に「教育実習Ⅰ(4)」または「教育実習Ⅱ(2)」を履修することができません。

❖ 教職課程(2021年度入学者)

(2) 教育の基礎的理解に関する科目等

施行規則に定める科目区分			本学における開設授業科目等			
教育の基礎的理解に関する科目等	単位数		授業科目(単位数)	最低修得単位数		備考
	中学校	高校		中学校	高校	
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	10	10	教育原論(2) 教育人間学(2)	2単位 選択必修	3年次末までに修得すること
	教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校運営への対応を含む。)			2単位 必修	3年次末までに修得すること	
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)			2単位 必修		
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程			2単位 必修		
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解			4単位 必修	3年次末までにいずれか1科目を修得すること	
	教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)			2単位 必修	3年次末までに修得すること(注2)	
道徳、生徒指導、総合的な学習の時間等の指導法及び教育相談等に関する科目	道徳の理論及び指導法	10	8	道徳教育論(2)	2単位 必修	—
	総合的な学習の時間の指導法			2単位 必修		
	特別活動の指導法			2単位 必修		
	教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)			2単位 選択必修		
	生徒指導の理論及び方法			2単位 必修	3年次末までに修得すること	
	進路指導及びキャリア教育の理論及び方法			2単位 必修	3年次末までに修得すること	
	教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法			2単位 必修	3年次末までに修得すること	
教育実践に関する科目	教育実習	5	3	教育実習事前指導(1)	1単位 必修	3年次末までに修得すること
				教育実習Ⅰ(4) 教育実習Ⅱ(2) 事後指導を含む	4単位 必修	2単位 必修
	教職実践演習	2	2	教職実践演習(中・高)(2)	2単位 必修	
最低修得単位数		27	23	合計	33	29

❖ 教職課程(2021年度入学者)

注意事項

1. 最低修得単位数を超えた余剰単位及び選択科目の修得単位は、全校種・教科の「大学が独自に設定する科目」に充当できます。
2. 中学校教諭免許状を取得する場合、2年次末までに「特別支援教育論(2)」を修得しなければ、3年次に介護等体験を実施することができません。高等学校教諭免許状のみを取得する場合は、3年次末までに当該科目を修得してください。
3. 中学校教諭免許状と高等学校教諭免許状の両方を取得希望の場合は、「教育実習Ⅰ(4)」を履修しなければなりません。「教育実習Ⅰ(4)」を履修することで、高等学校教諭免許状取得に必要な単位に振り替えます。
4. 数理科学科において、情報の免許状のみを取得希望の場合は、情報での教育実習先の確保が困難な状況にあるため、数学の免許状も併せて取得し、数学で教育実習を行ってください。ただし、各自で教育実習先を確保できる場合は、情報のみの免許状取得も可能です。

❖ 教職課程(2021年度入学者)

(3) 教科及び教科の指導法に関する科目

《中学校・高校 数学》			数理科学科			
施行規則に定める科目区分等			本学における開設授業科目等			
科目区分	各科目に含めることが必要な事項	最低修得単位数		授業科目(単位数)	最低修得単位数	
		中学校	高校		中学校	高校
教科及び教科の指導法に関する科目	代 数 学	1 単位以上		代数学・幾何学ⅠA(2) 代数学・幾何学ⅠB(2)	4 単位必修	
				論理と集合(2)	選択	
	幾 何 学	1 単位以上			4 単位必修	
	解 析 学	1 単位以上		微分積分学ⅠA(2) 微分積分学ⅠB(2) 微分積分学ⅡA(2) 微分積分学ⅡB(2)	8 単位必修	
				解析学入門A(2) 解析学入門B(2)	選択	
	「確率論、統計学」	1 単位以上		確率・統計(2)	2 単位必修	
				確率論A(2) 確率論B(2)	選択	
	コンピュータ	1 単位以上		基礎プログラミング(2)	2 単位必修	
	教科に関する専門的事項 最低修得単位数 小計				20	
	各教科の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。)	8 単位以上	4 単位以上	数学科教育法Ⅰ—1・2(4)	8 単位必修	4 単位必修
数学科教育法Ⅱ—1・2(4)				選択		
合 計	28	24	合 計	28	24	

注意事項

- 「教科に関する専門的事項」について、3年次末までに最低修得単位数20単位のうち、16単位以上を修得していないと4年次に「教育実習Ⅰ(4)」または「教育実習Ⅱ(2)」を履修することはできません。
- 「各教科の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。)」について、数学で教育実習を行う場合、3年次末までに「数学科教育法Ⅰ—1・2(4)」を修得していないと4年次に「教育実習Ⅰ(4)」または「教育実習Ⅱ(2)」を履修することはできません。
- 選択科目の修得単位は、中学校及び高校数学の「大学が独自に設定する科目」に充当できます。

❖ 教職課程(2021年度入学者)

(3) 教科及び教科の指導法に関する科目

施行規則に定める科目区分等		数理科学科 本学における開設授業科目等			
科目区分	各科目に含めることが必要な事項	最低修得単位数	授業科目(単位数)	最低修得単位数	
		高校		高校	
教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項	情報社会(職業に関する内容を含む。)・情報倫理	1単位以上	情報と社会(2) 情報と職業(2)	4単位必修
		コンピュータ・情報処理	1単位以上	プログラミングⅠ(2) プログラミングⅡ(2)	選択
				演算の数理(2) 検定・推定(2)	
		情報システム	1単位以上	データの数理(2) プログラムの数理A(2)	4単位必修
				プログラムの数理B(2) 離散数学A(2) 離散数学B(2)	選択
		情報通信ネットワーク	1単位以上	インターネットと言語(2) ネットワークの基礎(2)	4単位必修
				暗号・符号の数理(2)	選択
		マルチメディア表現・マルチメディア技術	1単位以上	コンピュータグラフィックス入門(2) 確率・シミュレーション(2)	4単位必修
				シミュレーションの数理A(2) シミュレーションの数理B(2)	選択
		教科に関する専門的事項 最低修得単位数 小計			
各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。)	4単位以上	情報科教育法1・2(4)	4単位必修		
合計	24	合計	24		

注意事項

- 「教科に関する専門的事項」について、3年次末までに最低修得単位数20単位のうち、16単位以上を修得していないと4年次に「教育実習Ⅱ(2)」を履修することはできません。
- 「各教科の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。)」について、高校情報で教育実習を行う場合、3年次末までに「情報科教育法1・2(4)」を修得していないと4年次に「教育実習Ⅱ(2)」を履修することはできません。
- 選択科目の修得単位は、高校情報の「大学が独自に設定する科目」に充当できます。

❖ 教職課程(2021年度入学者)

(3) 教科及び教科の指導法に関する科目

《中学校・高校 数学》				物理科学科		
施行規則に定める科目区分等				本学における開設授業科目等		
科目区分	各科目に含めることが必要な事項	最低修得単位数		授業科目(単位数)	最低修得単位数	
		中学校	高校		中学校	高校
教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項	代 数 学	1 単位以上	代数学・幾何学A(2) 代数学・幾何学B(2)	4 単位 必修	
				物理数学基礎(2)	選 択	
		幾 何 学	1 単位以上		4 単位 必修	
				集合と写像(2)	選 択	
		解 析 学	1 単位以上	微分積分学A(2) 微分積分学B(2) 微分積分学C(2) 微分積分学D(2)	8 単位 必修	
				物理数学(2)	選 択	
		「確率論、統計学」	1 単位以上	確率・統計と誤差論(2)	2 単位 必修	
コンピュータ	1 単位以上	コンピュータ入門(2) 基礎プログラミング(2) 計算機基礎A(2) 計算機基礎B(2)	2 単位 選択必修			
教科に関する専門的事項				最低修得単位数	小 計	20
各教科の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。)	8 単位以上	4 単位以上	数学科教育法Ⅰ—1・2(4)	8 単位 必修	4 単位 必修	
			数学科教育法Ⅱ—1・2(4)		選 択	
合 計		28	24	合 計	28	24

注意事項

1. 「教科に関する専門的事項」について、3年次末までに最低修得単位数20単位のうち、16単位以上を修得していないと4年次に「教育実習Ⅰ(4)」または「教育実習Ⅱ(2)」を履修することはできません。
2. 「各教科の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。)」について、数学で教育実習を行う場合、3年次末までに「数学科教育法Ⅰ—1・2(4)」を修得していないと4年次に「教育実習Ⅰ(4)」または「教育実習Ⅱ(2)」を履修することはできません。
3. 最低修得単位数を超えた余剰単位及び選択科目の修得単位は、中学校及び高校数学の「大学が独自に設定する科目」に充当できます。

❖ 教職課程(2021年度入学者)

(3) 教科及び教科の指導法に関する科目

《中学校・高校 理科》				物理科学科			
施行規則に定める科目区分等				本学における開設授業科目等			
科目区分	各科目に含めることが必要な事項	最低修得単位数		授業科目(単位数)	最低修得単位数		
		中学校	高校		中学校	高校	
教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項	物理学	1単位以上	力学A(2)	力学B(2)	4単位必修	4単位必修
				電磁気学A(2) 振動と波(2) 熱力学(2) 量子力学A(2)	電磁気学B(2) 光学(2) 統計力学A(2)	選択	選択
		化学	1単位以上			4単位必修	4単位必修
		生物学	1単位以上	生物学通論A(2) 生物学通論B(2)		4単位必修	4単位必修
		地学	1単位以上	地学通論A(2) 地学通論B(2)		4単位必修	4単位必修
		物理学実験・ 化学実験・ 生物学実験・ 地学実験	1単位以上	物理学実験Ⅰ(2) 物理学実験Ⅱ(2) 基礎化学実験(2) 生物学実験(2)	地学実験(2)	10単位必修	—
		物理学実験Ⅲ(2)		選択	—		
「物理学実験、 化学実験、 生物学実験、 地学実験」	1単位以上	物理学実験Ⅰ(2) 物理学実験Ⅱ(2) 物理学実験Ⅲ(2) 基礎化学実験(2) 生物学実験(2)	地学実験(2)	—	4単位 選択必修		
教科に関する専門的事項 最低修得単位数 小計						26	20
各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。)		8単位以上	4単位以上	ア 理科教育法1(2) 理科教育法2(2)		8単位 必修	ア・イ いずれか 4単位 選択必修
				イ 理科教育法3(2) 理科教育法4(2)			
合計		28	24	合計		34	24

注意事項

- 「教科に関する専門的事項」について、中学校理科で教育実習を行う場合、3年次末までに最低修得単位数26単位のうち22単位以上を、高校理科で教育実習を行う場合、最低修得単位数20単位のうち16単位以上を修得していないと4年次に「教育実習Ⅰ(4)」または「教育実習Ⅱ(2)」を履修することはできません。
- 「各教科の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。)」について、理科で教育実習を行う場合、3年次末までにア「理科教育法1(2)」 「理科教育法2(2)」またはイ「理科教育法3(2)」 「理科教育法4(2)」いずれか4単位を修得していないと4年次に「教育実習Ⅰ(4)」または「教育実習Ⅱ(2)」を履修することはできません。
- 最低修得単位数を超えた余剰単位及び選択科目の修得単位は、中学校及び高校理科の「大学が独自に設定する科目」に充当できます。

❖ 教職課程(2021年度入学者)

(3) 教科及び教科の指導法に関する科目

《中学校・高校 理科》				宇宙物理・気象学科		
施行規則に定める科目区分等				本学における開設授業科目等		
科目区分	各科目に含めることが必要な事項	最低修得単位数		授業科目(単位数)	最低修得単位数	
		中学校	高校		中学校	高校
教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項	物理学	1単位以上	力学A(2) 力学B(2)	4単位必修	4単位必修
				物質の物理(2) 振動と波(2)	選択	選択
		化学	1単位以上		4単位必修	4単位必修
		生物学	1単位以上	生物学通論A(2) 生物学通論B(2)	4単位必修	4単位必修
		地学	1単位以上	地球惑星科学概論(2) 天文学概論(2)	4単位必修	4単位必修
				惑星・恒星・銀河誕生の物理学(2) 宇宙論(2) 地球惑星環境観測学(2) 気象物理学A(2) 宇宙観測と星の物理学(2)	選択	選択
		物理学実験・ 化学実験・ 生物学実験・ 地学実験	1単位以上	物理学実験(2) 化学実験(2) 生物学実験(2) 地学実験(2)	8単位必修	—
				大気物理学実験(2) 宇宙観測・解析実習(2)	選択	—
		「物理学実験、 化学実験、 生物学実験、 地学実験」	1単位以上	物理学実験(2) 地学実験(2)	—	4単位必修
				大気物理学実験(2) 宇宙観測・解析実習(2)	—	選択
教科に関する専門的事項 最低修得単位数 小計				24	20	
各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。)		8単位以上	4単位以上	ア 理科教育法1(2) 理科教育法2(2) イ 理科教育法3(2) 理科教育法4(2)	8単位必修	ア・イ いずれか 4単位 選択必修
合計		28	24	合計	32	24

注意事項

- 「教科に関する専門的事項」について、中学校理科で教育実習を行う場合、3年次末までに最低修得単位数24単位のうち20単位以上を、高校理科で教育実習を行う場合、最低修得単位数20単位のうち16単位以上を修得していないと4年次に「教育実習Ⅰ(4)」または「教育実習Ⅱ(2)」を履修することはできません。
- 「各教科の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。)」について、3年次末までにア「理科教育法1(2)」 「理科教育法2(2)」またはイ「理科教育法3(2)」 「理科教育法4(2)」いずれか4単位を修得していないと4年次に「教育実習Ⅰ(4)」または「教育実習Ⅱ(2)」を履修することはできません。
- 最低修得単位数を超えた余剰単位及び選択科目の修得単位は、中学校及び高校理科の「大学が独自に設定する科目」に充当できます。

❖ 教職課程(2021年度入学者)

(4) 大学が独自に設定する科目

免許法施行規則に定める 科目区分	単位数		本学における開設授業科目等			
	中学校	高校	免許状の 種類・教科	授業科目(単位数)	最低修得単位数	
					中学校	高校
大学が独自に 設定する科目	4	12	高 校 科 全 教 科	道徳教育論(2)	—	2 単位 必修
			中 学 校 科 中 高 全 教 科	学校インターンシップ(2) 教職ゼミナールⅠA(2) 教職ゼミナールⅠB(2) 教職ゼミナールⅡA(2) 教職ゼミナールⅡB(2) 教職ゼミナールⅢA(2)	選択	選択 必修
			物理科学科 中 学 校 高 校 数 学	数学演習Ⅰ(2)		
合 計	4	12	合 計		0	6

注意事項

- 最低修得単位数を超えた「教育の基礎的理解に関する科目等」「教科及び教科の指導法に関する科目」の余剰単位及び選択科目の修得単位を、「大学が独自に設定する科目」に充当することができます。
- 中学校については、「教育の基礎的理解に関する科目等」「教科及び教科の指導法に関する科目」で4単位以上の余剰が生じるため、免許状取得にあたり上表の「大学が独自に設定する科目」を修得しなくても満たすことができます。
- 高校については、「教育の基礎的理解に関する科目等」で6単位の余剰が生じるため、免許状取得にあたり必要な「大学が独自に設定する科目」は必修の「道徳教育論(2)」を含め6単位です。「大学が独自に設定する科目」の単位は、上表の選択必修科目を修得するか他の科目区分の余剰単位及び選択科目の修得単位を充当することで満たすことができます。
- 数理科学科及び物理科学科において、高校の複数の免許状取得を希望する場合は、**教科ごとに最低修得単位数を満たす**必要があります。